

身元引受人のお金に関する部分を保証

連帯保証のサービスプラン

Aプラン〈初回一括払い型〉

- (1) 保証料全額を一括でお支払い
- (2) 月額費や更新料などがなし

月額料金の **1ヶ月分**
(別途、事務手数料 1万円)



1回の支払いで済む
のは、ありがたい

Bプラン〈年払い更新型〉

- (1) 年に1回の更新(毎年契約月更新)
- (2) 更新は、自動更新

月額料金の **0.5ヶ月分**
(別途、事務手数料 1万円)



※更新手数料…月額料金の **0.1ヶ月分/年**

※事務手数料は、税抜金額で表示しています。なお、保証委託手数料は、非課税です。
※月額料金…家賃、管理費、食費、生活支援費、駐車場代、水道光熱費の合計額。
但し、1日又は1カ月の金額が固定されているものに限る。

保証内容



- 施設内の器物損害やスタッフへの危害により発生した損害賠償は保証の対象外です。
- 保証開始以前に既に発生している債務については、保証の対象外です。
- 戦争・地震・天変地異等の不可抗力によって生じた債務は、保証の対象外です。

施設の月額利用料を保証する

連帯保証 サービス



PLUS 高齢者住宅保証 株式会社

本社 〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目14番4号 天神平和ビル2F

TEL **092-406-5002** FAX 092-752-8366

グループ会社

プラス事務所司法書士法人／プラス事務所行政書士法人／
プラス事務所土地家屋調査士法人／株式会社プラス相続手続センター／
一般社団法人プラスらいふサポート／株式会社プラスエスクロートラスト

PLUS 高齢者住宅保証 株式会社

契約による負担とトラブル

連帯保証契約の「負担」と「トラブル」



個人根保証契約は、極度額の設定が必要！

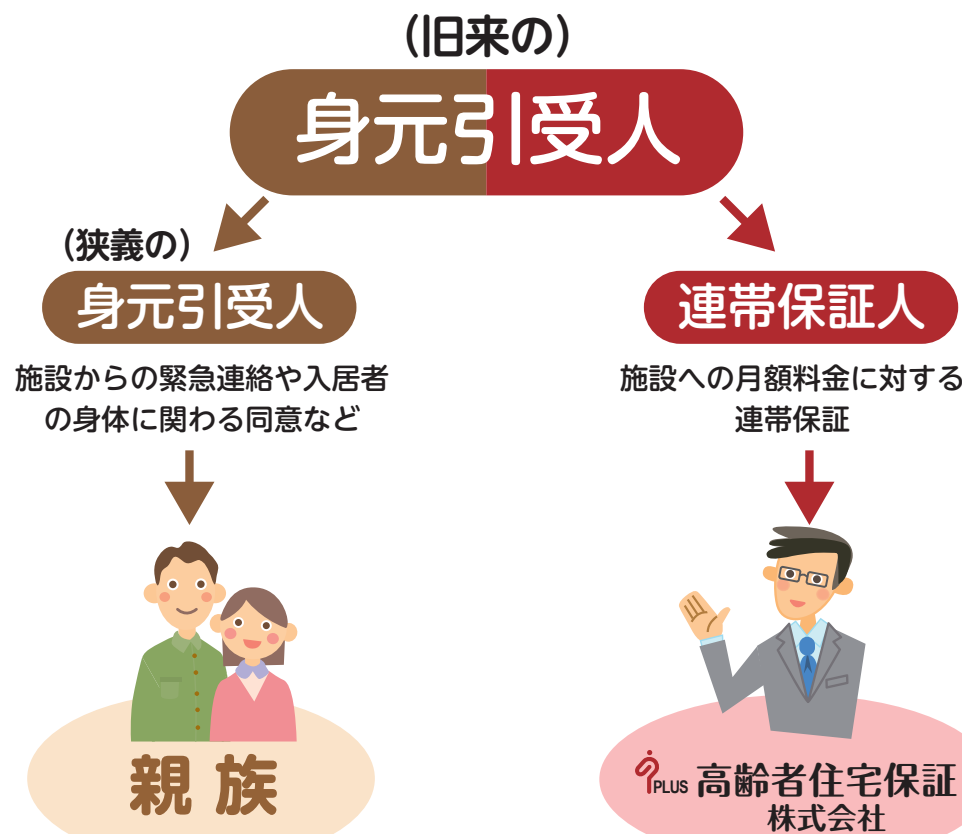
民法改正！個人が保証人のときは注意



令和2年4月1日に民法が改正され、個人の保証人には、**保証上限額を定めなければ保証が無効**となります。

入居者さまも！そのご家族も！施設さまも！安心

新提案！ご家族に負担のない契約のカタチ



ご利用者の声

入居者様の声



私に子供がいないため、高齢の兄弟が甥姪に連帯保証人を頼むのが億劫になっていたが、お金の保証については、お願いせずに済むため助かりました。

介護施設様の声



保証人になる予定の方が定年退職している、専業主婦など、収入がなく連帯保証人としての役割を果たせない方が多いため、リスク回避ができて安心です。また、施設が保証委託料を支払うわけではないため負担もありません。

これで解決！

連帯保証人のさまざまな問題

実際に不払いがあっても
安心！

個人の保証ではないため、**保証上限の設定が不要！**

身近に
資力のある人が
いなくても大丈夫！

親族に
連帯保証人を
頼む必要なし!!

連帯保証人にならなくていいのは
安心ね！

